

帯広市地域材利用推進方針

帯広市地域材利用推進方針（以下「推進方針」という。）は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、北海道地域材利用推進方針に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の公共建築物における利用の促進を図るための基本的事項等を定めるものである。

第1 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

公共建築物の整備においては、過去、森林資源の枯渇への懸念や不燃化の徹底等から木材の利用が抑制された時期があり、現在に至っても木材の利用は低位にとどまっている。

このため、非木造を指向してきた過去の考え方を抜本的に転換し、公共建築物については可能な限り木造化又は内装等の木質化（注）を図るため、市は、自ら率先してその整備する公共建築物における地域材の利用に努めるとともに、推進方針に基づく公共建築物における地域材の利用の促進に向けた取組や効果等についての情報発信を行うなど、公共建築物及び公共建築物以外の建築物等における地域材の利用のより効果的な促進に努めるものとする。

また、関係機関と連携しながら地域材の利用に取り組みやすい体制整備に努めるものとする。

（注）この推進方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 地域材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき地域材の利用を促進すべき公共建築物は、法第2条第1項各号及び法施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に掲げる建築物であり、具体的には、以下のような建築物が含まれる。

(1) 市が整備する公共の用又は公用に供する建築物

これらの建築物には、広く市民一般の利用に供される学校、保健・福祉施設、医療施設、スポーツ施設、社会教育施設、集会場、市営住宅等の建築物のほか、市の事務・事業の用に供される庁舎等の建築物等が含まれる。

(2) 市以外の者が整備する(1)に準ずる建築物

これらの建築物には、市以外の者が整備する建築物であって、当該建築物を活用して実施される事業が、広く市民に利用され、市民の文化・福祉の向上に資するなど公共性が高いと認められる学校、社会福祉施設、医療施設、スポーツ施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等の建築物が含まれる。

2 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当っては、建築材料としての利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

(1) 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当っては、建築基準法等関係法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、木造化を促進するものとする。

なお、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討するとともに、法令等に基づき耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、地域材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

また、第2の1(1)及び(2)に記載する以外の建築物であって、国庫補助事業等により整備される建築物は、国や地方公共団体の政策を進めるための建築物であることから、これらについても地域材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木製品導入の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの(以下「地域材製品」という。)の利用に努めるものとする。

(3) 森林バイオマスの利用の促進

森林バイオマス（注）を燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、森林バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進に努めるものとする。

(注)「森林バイオマス」とは、樹木（幹、枝、葉、樹皮及び根）や草本、植物成分から作った燃料をいう。

第3 市が整備する公共建築物における地域材の利用の目標

市が整備する公共建築物の木造化・木質化等を進めるに当たっては以下によるものとし、合法性や産地が証明された地域材の利用を推進するものとする。

(1) 木造化の推進

市が整備する公共建築物のうち、関係法令等で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることを求められていない低層の公共建築物について、可能な限り木造化を図るものとする。

(2) 木質化の推進

市が整備する公共建築物について、中高層・低層にかかわらず、内装等の木質化が適切と判断される部分の木質化を図るものとする。

(3) 木質家具等の導入の推進

市が整備する公共建築物において使用する家具等については、地域材製品の導入を推進するものとする。

(4) 森林バイオマスの利用の推進

市が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、森林バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

第4 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

市は、公共建築物での地域材の利用状況や効果等について情報発信を行い、公共建築物以外での建築物や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

1 公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用の推進

市は、公共土木工事における土木用資材及び公共施設の工作物等の地域材の利用を推進するとともに、建設業者への情報提供等により、土木工事や工作物等での地域材の利用を促進するものとする。

2 住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進

住宅や民間事業所等に地域材を利用することは、木造の居住環境面での優位性に加え、環境・経済両面に貢献するものであることから、建築関係者や木材製造業者と連携し、地域材による住宅建築への支援等に努め、住宅等における地域材の利用を促進するものとする。

3 農業用施設での地域材の利用の促進

農業は、本市の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、畜舎やエゾシカ侵入防止柵などの農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用を促進するものとする。

4 森林バイオマスの利用の促進

市は、公共建築物における森林バイオマスの利用に努めるとともに、市民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

第5 その他必要事項

1 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

公共建築物等の整備において地域材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

また、公共建築物等の整備に当たっては、利用者のニーズや地域材の利用による付加価値等を十分考慮し、建設コスト及び維持管理コストを総合的に判断したうえで、地域材の利用に努めるものとする。

2 公共建築物等における地域材の利用の推進体制

市の公共建築物等における地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、庁内の関係部署間で連携を図り、必要な情報交換を行うなど、公共建築物等における地域材の利用の取組を推進するものとする。